

流水占用料等相当額及び普通財産貸付料の算定方法

1. 前提条件

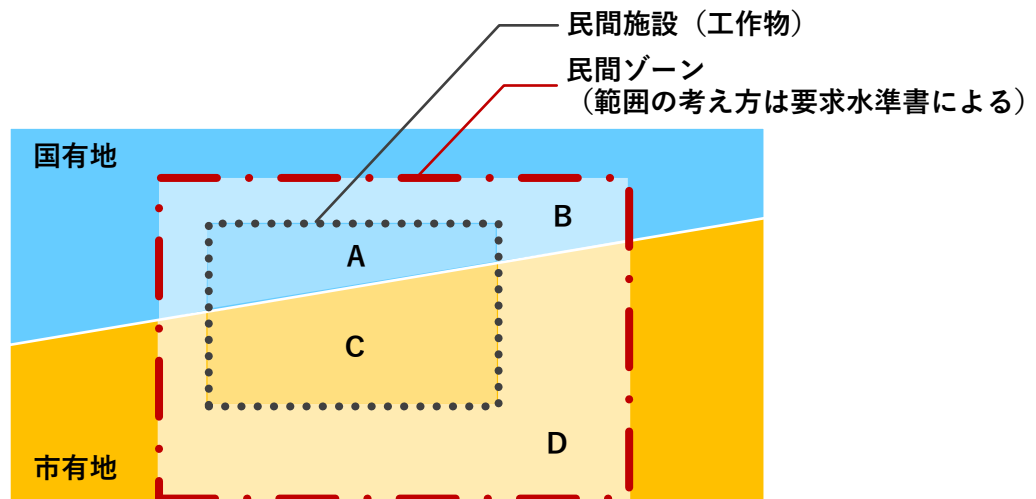
1.1. 流水占用料等相当額

- イ) 民間ゾーン（国有地）が対象
- ロ) 工作物を設置する場合：710（円/㎡・年）
- ハ) 工作物を設置しない場合：140（円/㎡・年）

1.2. 普通財産貸付料

- イ) 民間ゾーン（市有地）が対象
- ロ) 営利用・10年未満：1,206.4（円/㎡・年）
- ※1月を超える場合は消費税不要

2. 計算方法



2.1. 流水占用料等相当額

- イ) 民間ゾーン（工作物あり）：A（㎡）×710（円/㎡・年）
- ロ) 民間ゾーン（工作物なし）：B（㎡）×140（円/㎡・年）
- ハ) 小数点以下を切り上げ（イ）、ロ）それぞれ計算）

2.2. 普通財産貸付料

- イ) 民間ゾーン：（C（㎡）+D（㎡））×1,206.4（円/㎡・年）
- ロ) 小数点以下は切り捨て